戦後日本における戦争責任論

The War-Responsibility in post-war Japan.

宮田 裕行 Hiroyuki Miyata

要旨 戦後日本の戦争責任論は、「自己責任」と「因果関係」を基礎として、主に戦争ないし戦争犯罪の直接行為者を問題としてきたものといえる。その弊害として、『戦争責任』 (家永三郎) は、次の問題を指摘している。すなわち、戦後の日本では、先の軍事法廷において有罪判決を受けた者だけに責任が集中し、それを免れた者はほとんど何の責任も自覚していない状況である。

また、時間の経過とともに、戦争責任論の中心的な争点は、戦時中の責任から戦後責任へとシフトしつつある。したがって今日、我々は、戦争責任論の新たな主体として、戦争の間接的な当事者ないし関係的な当事者の問題を考慮せねばならないだろう。

本稿は、以上のような問題意識の下、戦後日本における戦争責任論について、検討・再整理することで、何が問われ、何が問われてこなかったのかを明らかにし、その背後にある問題を浮き彫りにするものである。

はじめに

二十世紀末から今世紀初めにかけて、欧州では、第二次大戦中の罪責を改めて問い直す動きに劇的な進展が見られた。1995年にはシラク大統領が、1997年にはジョスパン首相が、相次いでユダヤ人迫害への国家責任を認める演説を行っている 1 。中でも、1998年、ヴィシー政権の元地方官僚モーリス・パポン被告への禁固十年の有罪判決は、その象徴的な事例といってよいだろう 2 。刑の重い軽いは別として、行政機関のヒエラルキーの中の歯車の一つに過ぎなかった同被告に、「政府の命令に従う際に、良心の呵責を感じなかったことは、人間としてあるまじきことである」として有罪判決が下ったことは、フランスにおいて、従来の罪責追及のあり方 3 からは十分に問われてこなかった問題に、漸く光が当てられ始めたことを意味している。

こうした一連の流れの背後には、戦争当事者の死による記憶の風化への焦りや、第六代独大統領ヴァイツゼッカー Richard von Weizsacker 等の問題提起の受容⁴から、ある一つの犯罪行為を考えるに当たって、その道義的判断の比重を、従来の「ある具体的場面に

¹以下を参照。堀茂樹「パポン裁判の意義」『白水社の本棚』No.76、1997年、10-11頁。

² 以下を参照。「パポン被告に禁固10年」(1998年4月28日/朝日新聞夕刊)。パポンは、1942年から1944年にかけて、ユダヤ人約1,670名以上を強制収容所へ送ったとして、「人道に反する罪」に問われていた。

³ 戦後、欧州における第二次大戦中の戦争責任に関する裁判として、ニュルンベルク裁判を照準できる。 そこでは、主に、刑法上の犯罪者と、政治的な結果責任とが問題とされた。

⁴ 以下を参照。Richard von Weizsaacker, Demokratische Leidenschaft. Redden des Bundesprasidenten, DVA1994, (山本務訳『過去の克服・二つの戦後』日本放送協会、1994年)。演説は、「沈黙」、「傍観」、「消極的同調」の態度を問題提起している。

面して、期待されないことを為すこと・為したこと」から、「ある具体的場面に面して、 当然期待されることを為さないこと・為さなかったこと」へとシフト、あるいは、その両 者を同一次元に等値することによって、その犯罪を引き起こした悪の根源を暴きだそうと いう新しい試みがあると思われる。つまり、犯罪の直接行為者のみならず、犯罪の間接支 援者の問題も併せて考えていこうということであり、この意味で、「作為」「不作為」の包 括的視点からの犯罪への取り組みといえる。

本稿では、こうして近年になって問われ始めた、悪の具体的実行行為以外の行為――悪の進行に際する「沈黙」、「傍観」、「消極的同調」――について、さしあたり「不作為」ないし「不作為による悪」と定義することにする。また、悪の進行に際するそれ以外の行為については、さしあたり「作為」ないし「作為による悪」と定義することにする。

ヴァイツゼッカーの独創は、こうした「作為による悪」の遂行だけが問題なのではなく、明確に悪とは言い切れない悪、つまり「不作為」によってもたらされる悪にもまた、何らかの「責任」があるとして、それを生み出す精神構造の自己変革に、「戦後」への明るい展望を求めたところに存在するといえる。

では、敗戦から40年後に行われたこの演説は、単に、戦争当事者世代にのみ焦点を当て て行われたものなのか。演説中では、次のようにも述べられている。「私たちすべての者 は、罪責のあるなしに関わらず、老若男女を問わず、あの過去を我と我が身に引き受けな ければなりません。過去に対して眼を閉ざす者は、現在に対しても盲目となります |。5こ れは演説中の最も有名な一文であるが、この一文の意味するものとは、すべてのドイツ国 民が、先の大戦を想い起こし歴史の事実を直視することであり、戦後世代も含めたすべて の者が、先の大戦についての「集団の責任」を、我がものとして主体的に引き受けなけれ ばならないということである。つまり、それは、「わたしは戦争を体験していないのだか ら、私には何の責任もありません」と主張する戦後世代の若者に対しても、戦前の国家や 社会の継承者及び関係者として「そのことが後になって明らかになった時、全く何の責任 も無いわけではない」と対抗するものである。演説は一見、責任の無限拡大化の様相を呈 するものであるが、その真意は先に示したように、すべての国民による負の歴史への主体 的な取り組みというものに、さらには、その必然的帰結と思われるところの「二度とあの ような惨劇は繰り返すまい」という将来の平和構築への意志に置かれていたものであっ た。その一つの証拠に、1997年には「ドイツーチェコ共同声明」の調印6による真の和解 が実現している。

翻って、我が国ではどうか。家永三郎やジョン・ダワーといった戦後日本における戦争 責任追及の経緯を克明にする仕事7をみる限り、残念ながら欧州のそれとは全く逆の道を

⁵ 前掲書、20頁を参照。

^{6 1997}年ナチスドイツによるチェコへの加害と、チェコによる戦後ドイツ人への加害を相殺することなく 承認する「ドイツーチェコ共同声明」が調印された。

⁷ 以下を参照。家永三郎『戦争責任』(岩波書店、2000年、初版は1985年)。ジョン・ダワー「認識ゆがめた占領政策」(1995年12月4日/朝日新聞、シリーズ「歴史認識を問う、日米を超えて」)。家永は、東京裁判やB・C級裁判では見落とされてきた問題を、政治エリートの「職務怠慢」や「終戦遅延の責任」などといった形で告発し、逆コース以後の日本における戦争責任追及のあり方を、「戦後日本国家及び日本人は、自発的な責任の引き受けを行っていない」と厳しく総括する。また、ダワーは、戦後の米国による占領政策から、戦後日本における戦争責任追及の後退と、再軍備・武装化の経緯を克明にしている。

歩んできたものと思われる。そして今、この両者の仕事をつき合わせてみた時、次のことが明らかになってくる。それは、戦後日本においては、先の軍事法廷において有罪判決を受けた者だけに主に責任が集中し、それ以外の者、つまり有罪判決を免れたものは、ほとんど何の責任も自覚していないという状況である。本稿では、こうした状況を「責任の帰責の局限化」と呼んで、問題とすることにする。

この問題の弊害として象徴的なものが、日中・日韓間における真の和解の不成立であろう。現在に至ってもなお、先の戦争における被害者やその遺族からの謝罪や賠償、真相究明を求める声は後を絶っていない。日本政府は、過去に公式謝罪®を行ってはいるが、そうした声が後を絶たないのは、その謝罪や賠償が単なる政治外交上の形式的なものであり、真に日本国民の〈内省〉から導かれたものではないからではないか。日本国内における歴史教育の現状や近年の右派の台頭は、そのことを如実に表しているものと思われる。

問題は、敗戦時に国民の誰もが持ちえていたであろう「もう二度とこんな過ちは繰り返したくない」という思いや、戦争被害者及びその遺族に対するある種の「うしろめたさ」の感覚は、どこへ行ってしまったのかということである。憲法改正論議が盛り上がりをみせる今日、もう一度、我々が立ち戻るべき場所は、やはり戦争責任問題をおいて他にないのではないかと思われる。

そこで本稿では、まず第一節において、「作為」「不作為」の観点から、主に「主体」と「責任の範囲(性質)」に焦点を当てて、戦後日本における戦争責任論について、とりわけ丸山眞男や石田雄に代表される戦後の進歩派やそれに準ずる議論について、検討・再整理することで何が問われ何が問われてこなかったのかを明らかにし、その背後にある問題を浮き彫りにしたいと思う。また続く第二節では、同様の視角から、1990年代に入って進歩派やそれに順ずる議論を叩き台として現れてきた「戦後責任」論について、検討・再整理する。そして最後に、これまでの日本における戦争責任論の意義と限界を踏まえつつ、今日考えるべき戦争責任論のための課題を明らかにしたいと思う。

第一節 「主体的作為」の戦争責任論

先にも触れたように、敗戦直後、日本における戦争責任の追及は、厳しい逆風の中に置かれていたといえる。こうした状況を受けて、戦後の学問とりわけ政治学は、「なぜあのような戦争を引き起こしてしまったのか」という問題意識を抱えつつ、「主体的個人の確立」「個人の自律」を、一つの大きなテーマとして掲げ出発したわけである。

したがって本節では、その代表的人物である丸山眞男、石田雄、家永三郎について、敗戦後の彼らの仕事と、実際に彼らによって展開された戦争責任論について、順を追って見て行くことにする。

(1) 丸山眞男

①丸山眞男の議論

敗戦直後、丸山眞男 (1914-1996) は、「なぜあのような戦争を引き起こしてしまった のか」という問題意識の下、主に日本軍国主義ないし日本ファシズムの研究に没頭した。

⁸ 日本政府による対中戦争責任への初めての謝罪は、1972年の日中国交正常化に際する共同声明である。 また1982年には、対中戦争が「侵略戦争」であったことを認めている。

丸山は、日本における国家主義の特異性を考えるに当たって、ヨーロッパにおける近代国家の形成過程と日本におけるそれとを対峙し、前者における特徴を中性国家⁹に見出す中で、日本においては、それとは正反対に、個人の思想や信仰や道徳の問題は、その主観的な内面性は全く保証されないままに「国体」というものに内容的価値が独占されることによって、その体現者たる天皇を中心とした権威のヒエラルヒーが形成され、しいては超国家主義へと発展して行ったと分析する。

さらに、これに続く論文では、「ナチスの指導者は今次の戦争について、その起因はともあれ、開戦への決断に関する明白な意識を持っているにちがいない。然るに我が国の場合はこれだけの大戦争を起こしながら、我こそ戦争を起こしたという意識がこれまでの所、どこにも見当たらないのである」¹⁰ と、ドイツ・ナチズムとの比較から、日本ファシズム支配の「無責任の体系」の側面が指摘されている。

このように丸山によれば、日本の国家及び社会の権力構造は、頂点のないピラミッド構造となっており、究極的な政策決定権を持つ最高機関が存在しないとのことである。これは歴史を見れば明らかであり、我が国においては、組織の頂点の地位に長期的に留まるのは、象徴的な権威は備えているが実質的な権力は持たない天皇や将軍などであり、行政や国務の実質的な担当者は、比較的短期間で交代してしまう。永続的にその業務に対して責任を持つ者からの指示や命令などは、存在しないのである。つまり、決定権を持っているといえる者は、誰一人としていない。こうした「責任主体たりうる個人の不在」という問題が、最終的には、日本を国家全体として誤った道へ導き入れてしまったことは、歴史の示す通りである。したがって丸山は、こうした問題を克服すべく、「主体的な個人の確立」と「個人の自律」、すなわち「主体的作為」の議論を展開して行ったのである。

こうした敗戦直後の丸山の仕事は、直接には戦争責任論に言及していないものの、その研究対象や問題提起から、戦争責任問題をその射程に入れていたことは明らかである。したがって、敗戦直後の段階において丸山は、「責任主体たりうる個人の確立」とそれに伴う「責任の所在の明確化」という、総じて近代主義的・個人主義的な観点から、戦争責任問題に取り組もうとしていたことが分かる。こうした仕事を経た後、1956年になって、丸山による戦争責任論は、「戦争責任論の盲点」」と題して公刊されることになる。

②丸山眞男の戦争責任論

敗戦直後からの戦争責任追及を取り巻く「一億総懺悔論」や「白黒論」の横行に、「無責任の体系」や「ふてぶてしい居直り」を見た丸山は、1956年、それへの対応として、戦争責任論について直接言及する。それは、当時のそうした議論に見られるような、責任の

⁹ 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『現代政治の思想と行動』(未来社、1964年)13頁。なお、論文の初出は1946年である。丸山によれば、中性国家の特徴とは、真理や道徳などの内容的価値に関して中立的立場をとることとされる。他に、日本ファシズムに関する研究としては、1949年の「日本ファシズムの思想と運動」(『丸山眞男集(3巻)』に収録)や「軍国支配者の精神形態」(『丸山眞男集(4巻)』に収録)がある。

¹⁰ 前掲書、24頁を参照。

¹¹ 丸山眞男「戦争責任論の盲点」『戦中と戦後の間』(みすず書房、1976年) 596-602頁を参照。なお、丸山による戦争責任への言及としては、他に「戦争責任について――思想の科学研究会1956年度総会における討論――」(『丸山眞男集』16巻に収録)がある。

質的相違の解消や権力者への責任追及の回避、あるいは裁判において有罪判決を受けたものだけが戦争の加害者とされるような議論とは、全く次元を異にするものであった。それは、ある特定の権力者や知識人といった限られたものの責任をあげつらうものではなく、あらゆる階級、集団、職業(概要中のI)及びその中での個人の戦争責任を問うものであり、戦争責任の国民的規模での検討(概要中のI)であった。以下が、その主な概要である。

- (I) 一般国民の道義的責任=支配に黙従した道義的責任
- (Ⅱ) 権力者および政治的エリートの政治的責任
 - i. 天皇の戦争責任12=「体制」の最後の拠所・元首としての責任
 - ii. 共産党の戦争責任=日本政治の主導権をファシズムに明け渡した責任、隣邦諸 国に対しては侵略戦争の防止に失敗した責任

注目すべきは、権力者および政治的エリートの「侵略戦争を防げなかったこと」や、一般国民の「戦争に黙従したこと」に、責任追及の矛先が向けられていることである。これらは、従来の議論からは一様に見過ごされてきた、あるいは隠蔽されてきた、犯罪の直接行為者以外の者の責任を問題化したものといえる。さらに丸山は、こうした問題を考えるに当たって、政治と道徳(精神)の次元から考えようとしているわけである。

このことは何を意味しているのか。敗戦直後の丸山は、主に近代主義的・個人主義的な 観点から責任主体を考え、犯罪の直接行為者を明確にすべく議論を展開してきたと思われ る。しかしこの段階に至って丸山は、単にそうした観点からだけでは問いえない、犯罪や 不正に際する「職務怠慢」や「沈黙」といった「自己を超え出る側面についての責任」(青 山治城)¹³ に、挑もうとしているのである。そして、そうした「自己を超え出る側面につ いての責任」を、個人がどのように自覚するのかという問いに対して、丸山は、政治的(集 合的) なものに基づく主体と、道徳的(精神的)なものに基づく主体を考えることで対応 しようとしたのである。ここには明らかに、敗戦直後の丸山の主体論において強調されて いなかった主体の捉え方が見受けられる。

つまり、「戦争責任論の盲点」の段階における丸山の主体論は、主体が私個人という単一的なものではなく、主体がある種の広がりや厚みを持つものであり¹⁴、そうした多層的な主体論から、戦争責任問題を考えようとしていたということが分かる。

また、逆に、こうした主体論に立脚したからこそ、犯罪や不正に際する権力者および政治的エリートの「職務怠慢」や一般国民の「沈黙」を、初めて問題とすることができたといえる。なぜなら、このような主体論に立脚することによって、初めて個人は、自らの関

¹² 丸山眞男「戦争責任論の盲点」『戦中と戦後の間』599-601頁。丸山は、天皇個人の政治的責任を追及することで、官僚制支配様式の精神的基盤を突き崩そうとした。したがって、天皇個人への責任の追及は、天皇制自体の問題とは独立に提起されたものであった。

¹³ 青山治城「戦争と責任」安彦一恵他編『戦争責任と「われわれ」』(ナカニシヤ出版、1999年) 63-64頁を参照。青山によれば、「自己責任」と「因果関係」を基礎とした近代主義的な責任論の観点では、「自己を超え出る責任」について、問題としえないと指摘される。

¹⁴ 小林正弥「丸山眞男の思想的発展」(小林編『丸山眞男論』東京大学出版会、2003年) 191-253頁における、丸山を「原子論的近代主義」、「規範的近代主義」、「全体論的=国民主義的近代主義」からなる「複合的近代主義」として捉える考察は、卓見である。

わる国家や社会の中での自らの位置やそこで要請される責任や義務を、自覚することがで きると思われるからである。

さらに、このことを「作為」「不作為」の観点から見てみると、次のことが見えてくる。すなわち、丸山の主体論からは、犯罪や不正に際する「職務怠慢」や「沈黙」の問題は、ある種の「作為義務の不履行」として、捉え直すことができるのではないかということである。そのことを如実に表すものとして、1960年の論文「現代における態度決定」中の「不作為の責任」15を発見することができる。それは、イタリア映画ロペレ将軍のワンシーンになぞらえての、「しないことがやはり現実を一定の方向に動かす意味をもつ。不作為によってその男はある方向を排して他の方向を選びとったのです」16や、「・・・つまらない社会的義務というものを、もし私たちがしないなら、その不作為の結果が積もり積もったところでは、やはりあの映画に劣らないところの悲劇が生まれて来ないとは必ずしもいえないのじゃないかと思います」17との記述であり、この記述において、いよいよ丸山が、「不作為」を「作為義務の不履行」として捉え直していることが鮮明になってくる。丸山において「不作為」は、主体の選択したある種の「行為」として捉え直されているわけである。

したがって以上のことから、丸山の戦争責任論とは、個人的・集合的・道徳的側面を併せ持つ主体論から、犯罪の直接行為者と犯罪の直接行為者以外の者の「作為義務の不履行」を問題とするものであるといえる。それは総じて、戦争当事者世代に対する「責任主体の明確化」と「主体的な戦争責任の引き受け」を要請する議論であったといえる。

(2) 石田雄

①石田雄の議論

丸山と同じく、戦後の進歩派の一翼を担った石田雄(1923-)もまた、戦後の日本社会では、「責任主体たりうる意思能力を持った個人」が、育ち難いことを指摘している。この指摘は、近年の著書『権力状況の中の人間』¹⁸ によるものであるが、石田によれば、近代以降の日本社会は、こうした問題をずっと抱え続けてきているという。それは、石田の初期の著作である『近代日本政治構造の研究』や『現代組織論』を省みることからも、明らかである。そこでは、「国家」と「社会」の観点からの分析によって、その原因が、主に「社会」に対する「国家」の優位――国家支配による政治が社会の形成に対して優位していること――にあることが指摘されている。こうした状況に対して石田は、敗戦以来、「市民の立場からの政治」や「市民の立場からの平和」という観点を繰り返し主張してきたわけである。したがって、こうした敗戦直後からの石田の議論の歩みからは、その問題意識が、先の丸山同様に「主体的個人の確立」や「個人の自律」といったところにあったことを確認することができる。石田による戦争責任論は、こうした仕事を経た後、2000年になって『記憶と忘却の政治学』¹⁹ の中に含まれる形で、公刊されることになる。

¹⁵ 丸山眞男の1960年の論文「現代における態度決定」(『現代政治の思想と行動』456-461頁に収録)を参照。同じ1960年の論文「忠誠と反逆」では、「アパシー」(無関心)と「大衆社会的な同調文化」として、「不作為」の次元を示していると思われる。

¹⁶ 丸山眞男「現代における態度決定」『現代政治の思想と行動』457頁。

¹⁷ 前掲論文、457頁。

¹⁸ 石田雄『権力状況の中の人間』(影書房、2001年) 75-82頁。

¹⁹ 石田雄『記憶と忘却の政治学』(明石書店、2000年)第二部「戦争責任論50年の変遷と今日的課題」161 -237頁。なお、第二部の執筆は1996年。

②石田雄の戦争責任論

『記憶と忘却の政治学』は、石田が敗戦から五十年を契機に社会科学の方法的反省を試 みた『社会科学再考-敗戦から半世紀の同時代史』20を基礎として書かれたものであり、 同著中で「過去の事実の中で何を記憶し何を忘却するのか・・・自分に都合の良い記憶だ けを主張するのでは、他者からの反感を招くことにもなる」21と語られているように、当 時盛んであったポスト・モダン派からの「主体的作為」批判――「主体」という枠組みを 設けることが問われるべき責任の対象の幅を狭めることになる――を多分に意識したもの であったと思われる。さらに責任論執筆当時は、東西冷戦構造の崩壊に伴って、戦争被害 者やその遺族の声が直に聞かれるようになった時期とも重なったことから、そうした声に 応えるための責任論を構築しようと試みたものといえる。したがって、敗戦から六十余年 後に記された『記憶と忘却の政治学』には、敗戦直後の問題意識はそのままストレートに は反映されず――「主体」という問題を積極的に前面から打ち出すのではなく、むしろ「主 体」の想定によってもたらされる弊害に配慮した――議論の重心も、責任の応答の範囲か ら排除されるものを取り込むための政治ないし政治的責任に置かれた。そのため終始一貫 して、「政治的責任が問われる主体 | や「政治的責任を果たす対象・相手 | や「政治的責 任が問われる行為」といった政治的責任の議論が展開された。以下が、その主な概要であ る。

- (I) 政治的責任が問われる主体:政策主体としての国家の構成員全員
- ・戦争犯罪行為が行われた当時: 当時の有権者すべて
- ・戦争犯罪行為が行われてから六十年近く経過した今日:今日の有権者すべて
- (Ⅱ) 政治的責任を果たす対象・相手:戦争犯罪行為の被害者及びその遺族
- (Ⅲ) 政治的責任が問われる行為:戦争犯罪行為及び、その間接支援行為
- *戦後補償:戦後世代も含め、有権者のすべて

注目すべきは、「政府の政策決定に影響を及ぼせたか否か」に、政治的責任が問われる判断基準が置かれていることである。このことは何を意味しているのか。そこから分かってくるのは、石田があくまで、政治的なものに基づく主体を「政策主体としての有権者」として捉え、それを「集団の責任」の引き受け主体として考えていることである。だからこそ、「日本人として」の責任は、「政策主体としての国家構成員の責任」となる。

さらに、石田によっても、そうした政治的なものに基づく主体を考えることによって、「不作為」の次元が開示されている。そこで特徴的なのは、先に見た丸山の場合と違って、それは政策主体である有権者として「戦争及び戦争犯罪を防げなかった」あるいは「戦争及び戦争犯罪に抵抗できなかった」という「不作為」であり、主に犯罪や不正に際する「政策主体としての義務の不履行」を意味するものと思われる。丸山が道徳的なものに基づく主体にも言及しているのに対して、石田の議論にはそれは見受けられない。したがって、有権者が問われる政治的責任も、それが真に〈内省〉の過程を経たものであるかは、問題とされない論理構成となっているといえる。戦争当事者世代の一人として、石田にも丸山

²⁰ 石田雄『社会科学再考-敗戦から半世紀の同時代史』(明石書店、1995年)。

²¹ 石田雄『記憶と忘却の政治学』12頁。

のように先の戦争に対する深い〈内省〉は当然あったものと推察できるが、敗戦から六十年近〈経た後に記された石田の戦争責任論では、そうした深い次元からの責任追及は、正面からは議論の焦点とならなかったものということができる。また石田が、政治的責任の応答として「将来の恒久平和」²²を挙げていることは重要な指摘であるが、それが〈内省〉の過程を問題としない論理構成となっているために、その平和とは、単なる政治的・理念的な外的平和となることを免れえないものといえる。

したがって以上のことから、石田の戦争責任論とは、個人的・集合的――政治的なものに基づく主体は有権者に限定される――主体論に立脚するものであるといえる。そしてそうした主体論から、犯罪の直接行為者と犯罪の直接行為者以外の者、主に犯罪や不正に際する「政策主体としての義務の不履行」を問題とする議論であったといえる。

石田については、先に見たように、敗戦直後の観点は、その後の責任論においては、裏返しとなって反映された――敗戦直後の観点は、その後の戦争責任論においては、「主体」論のもたらす弊害への配慮へと転じた――ものであった。しかし、敗戦直後の議論の歩みや戦争当事者という世代的要因を考慮するとき、敗戦直後の「主体的作為」の観点は、全く捨て去られたとはいえないものと思われる。

(3) 家永三郎

①家永三郎の議論

ここで家永三郎(1912-2002)を、「進歩派に準ずると思われる立場」と位置づけるのは、彼による自伝『一歴史学者の歩み』²³によるところが大きい。自伝中で家永は、自らの政治的及び思想的立場について、主に三つの思想――自由主義思想、宗教思想、国家主義思想――の影響を受けるところが大きいと説明している²⁴。

その影響は、歴史学者としてスタートして以後の仕事の中にも、容易に見て取ることができる。例えば、1940年『日本思想における否定の論理の発達』25 には宗教思想への傾斜を、1965年以後、本格的に始まる教科書裁判からは自由主義思想への傾斜を発見できる。しかし、中でも、1953年『日本近代思想史研究』における「日本の反戦思想の歴史」26 は、様々な思想的影響を受けてきた家永の思想的立場を、最もよく表していると思われる。

同著中で家永は、特に明治維新以後の「日本における反戦思想」を、利己主義的、国家主義的、社会主義的、人道主義的立場の四つに分類し、望まれるべき反戦思想のあり方として、利己主義的なところから出発して人道主義的なところへ辿り着くことを指摘している。この指摘には、家永の主体の捉え方、すなわち私個人という主体から出発して次第にその主体を拡げて行くあり方を、読み取ることができる。そして、こうした家永の主体の捉え方は、その後、数十年に渡る長い内向の時代を経て、漸く展開されることになる『戦争責任』の背景にも流れ込んで行ったものと考えられる。

²² 石田雄『記憶と忘却の政治学』218頁。

²³ 家永三郎『一歴史学者の歩み』(岩波現代文庫、2003年、初版は1967年)、82-84頁。

²⁴ 前掲書、35頁および51-55頁。

²⁵ 家永三郎『日本思想における否定の論理の発達』(新泉社、1940年、初出は1938年)。

²⁶ 家永三郎『日本近代思想史研究』(東京大学出版会、1953年)、263-282頁。

②家永三郎の戦争責任論

長い沈黙を経て、漸く公刊された家永の『戦争責任』は、1960年代の仕事『太平洋戦争』を基礎として書かれたものであり、戦争当事者として、「戦争及び戦争犯罪を防げなかった」という〈内省〉を、その基盤を置くものである。したがって、従来の議論とは全く次元を異にするものであった。それは丸山同様、あらゆる階級、集団、職業及びその中での個人の戦争責任を問うものであり、歴史家らしい文献や史資料を駆使した詳細な仕事であった。

以下が、その主な概要である。

- (I) 権力者及び政治エリートの責任
- ・無謀な開戦決定の責任、終戦遅延の責任 ⇒政治的責任
- (Ⅱ) 中・下級の権力機関にあった者の責任
- ・無謀な戦争政策の遂行を牽制しなかった帝国議会議員の責任 ⇒政治的責任
- ・戦争阻止の有効な戦略・戦術を発案し実践できなかった共産党の責任 ⇒政治的責任
- (Ⅲ) 日本国民の責任
- i. 戦争当事者世代の責任
- ・戦争支配に黙従した責任 ⇒道義的責任
- ・旧日本軍の犯罪行為により被害を受けた元植民地諸民族・被侵略諸民族に対する責任 ⇒道義的責任(その後の賠償は政治的責任)
- ii. 戦後世代の責任
- ・過去の歴史を前にしての「日本人として」の責任 ⇒政治的責任

注目すべきは、議論の全体を通して「戦争及び戦争犯罪を阻止しえなかった」という問題に、責任追及の矛先が向けられていることである。これらは、従来の議論からは一様に見過ごされてきた、あるいは隠蔽されてきた、犯罪の直接行為者以外の者の責任を問題化したものである。さらに家永は、こうした問題を考えるに当たって、権力者および政治的エリートの「政治的責任」や中・下級の権力機関にあった者の「政治的責任」、さらには日本国民の「道義的責任」という、政治と道徳(精神)いう次元から考えようとしていることである。ここには明らかに、先に指摘しておいた家永の主体の捉え方、つまり私個人としての主体だけではなく、国民国家や社会と結びついた主体、さらにはもっと広い(深い)次元での主体を併せ持つ主体論を、見て取ることができる。

また「幾度もその機会があったのに、適切な手段を尽くさず、もはや完全に勝算のないことが明白になったのちも、無意味な戦争を継続し、最悪の事態をつぎつぎに出現させた責任は重い」²⁷との記述からは、家永が、「不作為」を、犯罪や不正に際する「作為義務の不履行」として捉え直していることを発見することができる。つまり家永においても「不作為」は、丸山同様に主体の選択したある種の「行為」として捉えられているということである。このように考えることで初めて、「戦争及び戦争犯罪を阻止しえなかった」ことが問題となりえたのである。

-

²⁷ 前掲書、228頁。

したがって以上のことから、家永の戦争責任論とは、個人的・集合的・道徳的側面を併せ持つ主体論に立脚するものであるといえる。そして、そうした主体論から、犯罪の直接行為者と、犯罪の直接行為者以外の者の犯罪や不正に際する「作為義務の不履行」を問題とし、さらには、戦前国家の継承者28である戦後世代の政治的責任にまで言及する議論であるといえる。それは総じて、戦争当事者世代に対しては、「責任主体の明確化」と「主体的な戦争責任の引き受け」を、戦後世代に対しては、過去の事実についての政治的責任の引き受けを、要請する議論であったといえる。

以上ここまで、三人の議論を見てきたわけであるが、ここまできて明らかなように、彼らは総じて、「主体」を問うことによって、戦争責任を問うてきたということができる。だからこそ、三者の議論は一様に、「責任主体の明確化」と「責任の主体的引き受け」を掲げてきたわけである。この点において、三者の議論は、戦後日本における戦争責任論の中で、重要な位置を占めるものであったといえる。

しかし、丸山・家永と石田は、その「主体」の考え方をめぐっては、明らかに相違点が見られた。それは、犯罪や不正に際する「職務怠慢」や「沈黙」という問題を、主体論としてどう考えるのかという点において顕著なものであった。この問題に、丸山と家永は、個人的・集合的・道徳的な側面を併せ持つ主体論で対応したのに対し、石田は、個人的・集合的(限定的なもの)な側面を併せ持つ主体論で対応したのである。両者の違いが決定的になったのは、政治的責任の引き受けの過程において、〈内省〉つまり「人間として」という深い洞察が期待できるか否かにあった。丸山や家永の議論が、道徳的(精神的)なものに基づく責任という深い次元の責任にまで論及することで、戦争当事者世代に〈内省〉を要請しうる論理構成となっていたのに対し、石田の議論は、主に政治的な次元の責任の言及に終始するものであったために、〈内省〉の過程は問題とならなかったのである。

さらに「戦後世代の戦争責任」に関わる問題を考えるとき、三者の議論には、ある限界があることが見えてくる。それは、先の〈内省〉の問題とも関わるものと思われる。つまり、石田においては、〈内省〉は問題とされず、丸山や家永においても、それは主に戦争当事者に向けられたものとなっていたために、〈戦後世代による戦争責任の主体的引き受け〉という論理を、そこから積極的に導くことができない論理構成にあったということである。事実、家永は戦後世代の戦争責任について、「たとい自分の生まれる前になされた行為であったにせよ、日本人として平然と対応することのできない恥ずかしさを感ずるのではなかろうか」29 と述べ、その理由について「世代を異にしていても、同じ日本人としての連続性の上に生きている以上、自分に先行する世代の同胞の行為から生じた責任が自動的に相続されるからである」30 と述べるに留まっている。ただし、忘れてはならないのは、戦後責任への言及が十分には行われなかった背景には、著作の書かれた時期的問題や、自身が戦争当事者であることの制約が存在していたということである。

最後に、これらのことを総じて考えてみると、ここに採り上げた三者の議論は、丸山・ 家永と石田の違いはあるが、いずれも「主体」を問うことによって、またその際、「責任

²⁸ 家永三郎『戦争責任』309頁。

²⁹ 前掲書、308頁。

³⁰ 前掲書、309頁。

主体の明確化」と「責任の主体的引き受け」を目指す形で戦争責任を問うてきたものといえる。したがって三者の議論は、徹底的に「主体」にこだわった「主体的作為」の戦争責任論であったと位置づけることができる。

第二節 「非主体論(限定的主体論)」の戦後責任論

1990年代に入ると、先の「主体的作為」の戦争責任論の限界を補う形で、直接的には、昭和時代の終焉と東西冷戦構造の崩壊という国内外の政治情勢の変化が一つの大きな契機となって、我が国においても「戦後責任」をめぐる議論が、戦争責任論の中心的位置を占めるようになる。「加藤・高橋論争」31 は、まさにこの象徴といえる。非戦争当事者世代に属する加藤典洋、高橋哲哉、杉田敦、斎藤純一らは、それぞれの立場から、従来の議論からは十分に議論されてこなかった「戦後責任」問題について、特に、それを引き受ける「主体」――戦後責任を引き受ける非戦争当事者の「主体」――を問題として論争を繰り広げている。したがって本節では、彼らの議論について、順を追ってみていくことにする。

(1) 加藤典洋の議論

1997年の『敗戦後論』32 は、戦後日本のあり方や、戦後世代の「戦後責任」の引き受け方を中心に論じた仕事である。加藤によれば、戦後の日本社会では、敗戦によってそれまでの共同体との間に断絶が生まれているために、以前の共同体の理念のために死んでいった者たちを真に弔うことも、またアジアの被害者と向き合うこともできないという。これを加藤は「ねじれ」と呼ぶ。加藤によれば、この「ねじれ」あるいは、それによって引き起こされる「人格の分裂」という問題を解消しない限り、「戦後責任」の問題は主体的に引き受けられないとのことである。共同体の断絶によって、戦後世代は容易に過去との切り離しを行い、過去の戦争及び戦争犯罪について、全くの無関心を装うことが可能となるからである。こうした問題に対して加藤は、人格の分裂を解消し一人格を回復するため、また歴史を引き受ける主体を形成するためには、国民の共同的主体としての「われわれ」が立ち上げられねばならないと提言する。つまり、加藤の考える「戦後責任」の主体とは、この「われわれ」であり、したがって日本国の行った戦争については、その国家や共同体の一員としての「国民」に、負うべき責任があるというものである。

こうした加藤の議論は、主体論から「戦後責任」を問う論理構成にあるものといえる。 したがって、戦後世代にも先の戦争及び戦争犯罪に対して主体性の導出が行われるため に、その意味では、進歩派の議論の限界であった〈戦後世代による戦争責任の主体的引き 受け〉を可能なものにするものと思われる。このことは、「国家」に基づく積極的な「集 合的主体」の立ち上げの話がなされることからも明らかである。文芸評論家である加藤の 責任論は、依って立つ哲学的基盤を持つものではなくその論理構成は堅固なものではない が、〈戦後世代による戦争責任の主体的引き受け〉という重要な問題を提起するものであ

^{31 『}戦争責任と「われわれ」』(安彦一恵、魚住洋一、中岡成文編、ナカニシヤ出版、1999年) 4-11頁。加藤、高橋ともに、先行する「主体的作為」の議論を批判する形で議論を展開するものであった。加藤は、より積極的な主体の立ち上げを、高橋は、「主体」論の弊害に配慮した「非主体」論的な立場を主張するものであった。

³² 加藤典洋『敗戦後論』(講談社、1997年)。

る。

しかし難点は、加藤の主体の考え方(立ち上げ方)にあると思われる。加藤は、実存的な立場に立つことで主体の問題を考えているように思われるが、その場合、それを固有の生として「個人」から考えるのではなく、「民族」やそもそも背負っているところの「民族性」というところから考えているために、悪しきナショナリズムに走る危険性を内包しているといえるからである。

この加藤の「国家」に基づく「集合的主体」の立ち上げの議論に対して、そもそも主体論をとること自体が、責任の問われるべき対象の幅に限界を設けるものとなるとして登場してきたのが、非主体論ないし限定的な主体論に立脚する高橋哲哉や杉田敦、斎藤純一らの議論であった。以下、この三者の議論を、順を追って見てゆくことにする。

(2) 高橋哲哉、杉田敦の議論

高橋は、『戦後責任論』³³において、「応答可能性としての責任 responsibility」に言及している。この場合の責任とは、「他者の悲痛の呼びかけの声が聞こえる限り、・・・、その呼びかけに対して応える必要が、人間には、人類の一員として、普遍的にある」³⁴とされるものであり、これが高橋の責任論の基礎を成すものである。

しかし、また、日本における「戦後責任」を考えるに当たっては、「これ(応答可能性としての責任)は大いに強調したいのですが、しかし、日本の戦後責任の問題をこれだけで考えることはもちろんできないのです。・・・日本の戦後責任は植民地支配責任を含む戦争責任から出てくるものであって、罪責としての責任なしに日本の戦後責任はない」35と述べられているように、「日本人としての」戦後責任という問題を考える必要性を、認めている。ただし、この場合の「日本人」とは、高橋自身も強調するように「国籍法によって日本国民の一員であり、日本国憲法によって日本国家の政治的主権者である人」36として捉えられるものであり、先の加藤の場合とは対照的に、あくまで国家というものを相対化して捉えようとしていることが分かる。つまり、先に紹介した加藤を「Nation としての国家」に基づく「集合的責任」の議論とするならば、高橋は「State としての国家」に基づく「集合的責任」の議論とするならば、高橋は「State としての国家」に基づく「集合的責任」の議論といえる。高橋は、「日本人としての」という主体を、被害者やその遺族たちと向き合うためののものとして考えているのである。

さらに、高橋によれば、そうした「日本人」が負う「戦後責任」とは、自らの所属する国家に、かつての過ちを認めさせるための政治的責任であるという。また、高橋はこうして自分の所属する国家の戦争責任を認めることとは、「子々孫々にいたるまで罪人の子孫扱いを甘受することではなく、自分とかつての国家との連続性を断つことによって、他者の信頼を回復してゆくポジティブな行為である」37と説明している。

この高橋の議論は、非主体論的な立場から戦後責任を問う論理構成となっているため に、これまで十分に光の当てられてこなかった、在日韓国・朝鮮人や中国残留日本人孤児

³³ 高橋哲哉『戦後責任論』(講談社、1999年)。

³⁴ 前掲書、26頁。

³⁵ 前掲書、39頁。

³⁶ 前掲書、45頁。

³⁷ 高橋哲哉『歴史/修正主義』(岩波書店、2001年) 94頁。

の人々等へも戦後補償が可能となる。つまり、従来の国民国家の枠組みに縛られない責任 の応答というものを可能にしてくれるものといえる。また、戦後世代へも問われるべき責 任の対象の幅を拡げることを可能とすることができるものといえる。

しかし難点は、非主体論的な立場で考えるために、責任の応答において、〈内省〉を問題としえない論理構成となっているところにあると思われる。したがって、責任の主体的引き受けは期待できず、どこまでも理念的なものとなることを免れ得ないものといえる。

また、こうした高橋の議論は、先にも示したように、一方では責任の及ぶ範囲を非特定としながら、他方では限定的な主体――形式的な「日本人」としての主体――を認めるという矛盾ないし緊張関係を内包するものである。高橋が、「政治的責任」には言及するが、「集合的責任」には言及しないことは、このことを如実に示していると思われる。

なお、2001年『権力』³⁸において、ごく一部であるが戦争責任論に言及している杉田敦もまた、彼の以前の仕事『権力の系譜学-フーコー以後の政治理論に向けて-』³⁹の問題意識——国民国家システムの下では、常にそこからこぼれ落ちるものが存在する——に立脚するものであり、高橋の議論とほぼ同じラインに位置するものといえる。

(3) 斎藤純一の議論

斎藤は、『戦争責任と「われわれ」』に含まれる論文「政治的責任の二つの位相-集合的責任と普遍的責任-」⁴⁰において、戦後世代が負うべき政治的責任を「集合的責任 collective responsibility」と「普遍的責任 universal responsibility」という二つの位相において考察し、その双方の必要性を主張する。

この場合、斎藤のいう「集合的責任」とは、国家への帰属そのものから発生するものではなく、被害者との間の歴史的関係性から発生するものであるという。つまり斎藤は、戦後世代が「集合的責任」を負うべき理由を、戦後世代が数多くの不正義を刻んだ歴史的関係性を先行する世代から継承し、そうした関係性の中に既に生きてしまっているという事実に置くわけである。ここには、国家ないし特定の共同体への帰属から「集合的責任」の問題を考える論理では、「他者」への応答の範囲が極めて限定的なものになってしまうという斎藤の配慮があると思われる。

さらに「普遍的責任」とは、「「われわれの関知するところではない」という「暗闇」の領域を世界の中につくらないようにする配慮」⁴¹と斎藤が語るように、「いかなる人々をも排除しない人類の理念」である。つまり、先の「集合的責任」だけでは、過去に歴史的関係性を有する者の間にしか責任の範囲が及ばないのに対して、この「普遍的責任」を置くことで、それを乗り越えようということである。斎藤は、日本における戦争責任及び戦後責任の問題を考えるに当たって、以上の二つの位相を考える必要があると指摘する。

こうした斎藤の議論は、「集合的責任」と「普遍的責任」とを並置することによって、 戦後世代への責任の引き受けの問題も、国民国家の枠組みに縛られない責任の応答の問題

³⁸ 杉田敦『権力』(岩波書店、2001年)。

³⁹ 杉田敦『権力の系譜学-フーコー以後の政治理論に向けて-』(岩波書店、1998年)。

⁴⁰ 斎藤純一「政治的責任の二つの位相-集合的責任と普遍的責任-」安彦一恵、魚住洋一、中岡成文編『戦争責任と「われわれ」』(ナカニシヤ出版、1999年) 76-98頁。

⁴¹ 前掲書、94頁。

も、克服しているといえる。この意味では、先の加藤の議論と、高橋・杉田の議論を止揚 したような、非常にバランスの良い議論といえる。

しかし難点は、「集合的責任」も「普遍的責任」も、その双方とも、最終的には「政治的責任」として考えようとしている点にあると思われる。斎藤は「集合的責任」の概念に言及してはいるが、その「集合的主体」の立ち上げの議論は展開していない。したがって、先の本稿第一節で紹介した丸山や家永の主体論とは、一線を画すものであるといえる。

本稿では、このような斉藤の立場を、先の高橋や杉田の議論と区別するために、また、戦後の進歩派の議論とも区別するために、「集合的主体」を認めつつも、同時に、その弊害にも最大限に注意した立場として、「(弱)主体論」の立場とさしあたって位置づけることにする。この立場は、「集合的主体」を認めつつも、責任の及ぶ領域を限定しない・特定しないことを目指す立場である。しかし、結局は斎藤においても、戦後世代の戦争責任の問題は、「政治的責任」の次元でしか問題とされず、責任の引き受けの際における個人の内面の問題は問われえない論理構成にあるものといえる。

ここまで、1990年代に入って以降の日本における戦争責任論を見てきたわけであるが、 以上の議論は主に、「主体」と「責任の範囲」の観点から、以下のように整理できる。

(論争の争点): ①主体 ② nation の単位・規模 (責任の範囲) (争点①・②からの整理)

加藤:①=主体論 ②=国民国家

高橋・杉田:①=非主体論 ②=非特定

斎藤:①=(弱)主体論 ②=非特定+(弱)特定

これらの議論は、総じて、先の戦争についての「集団の責任」を、戦後世代がどのように引き受けるべきかについての議論であったといえる。これは、先の戦後の進歩派の議論が、正面から言及(展開)していなかった論点であり、その問題を議論の中心に据えたことは、多分にその時代的要請が影響しているにしても、意義のあることであったといえる。

また、上の図に示したように、主に「主体」と「責任の範囲」という観点から、ここに 採り上げた四者の議論は、相違点を持つものであった。加藤は主体論から、国民国家間の 責任を、また高橋や杉田は非主体論的な立場から、国民国家の枠にとらわれない普遍的な 責任を、斎藤においてはある種の主体論から、その双方を問うてきたといえる。

しかし、加藤を除く三者は、戦後世代の責任を、「政治的責任」でのみ捉えようとすることから、一様に、その責任の引き受けにおいて、〈内省〉や深い洞察というものを問わない議論となっていることに難点があった。また加藤においては、その主体の立ち上げが、そもそもの民族性といったところから考えられているために、「内に含んだ他者」への応答や人間固有の生といったところからの〈内省〉が問題とならないところに難点があった。

したがって、90年代に入って論じられてきたこれらの議論は、その問題とする論点は重要なものであるが、総じてその「主体的引き受け」の観点において限界があったといえる。

おわりに

以上ここまで、第一節では、戦後の進歩派とそれに準ずると思われる議論を、第二節で

は、そうした議論を受けて1990年代に入って登場した議論を見てきた。戦後の進歩派は、戦争当事者としての「なぜあのような戦争を引き起こしてしまったのか」という〈内省〉から、人間の意識や精神構造の次元にまで立ち返ることによって、主体を問うことによって、戦争責任を問うてきたといえる。その結果、これまでの議論からは一様に見落とされてきた、犯罪や不正に際する「職務怠慢」や「沈黙」といった「不作為」に繋がる問題を、多層的な主体論から「作為義務の不履行」という主体の選びとったある種の「行為」として捉え直し、問題化することに成功した。

それに対して、1990年代に入ってからの議論は、先行する世代の議論を所与のものとして受容しつつも、そうした議論からは見落とされてきた「他者性」の問題を持ち込むことによって、責任が問われるべき対象の幅を拡げる議論を目指したものであった。彼らは、丸山や家永のように主体論に立脚すること自体が、そもそも責任の幅に限界を設けるものとなるとして、非主体論ないし限定的な主体論に立脚した議論を展開することにより、「主体という枠組みを設けない」「境界線を引かない」「アテンションの及ぶ領域を限定しない」という意味での「非特定性の普遍性」を提起したのである。それはそれぞれ、J・デリダやM・フーコー、H・アーレントといった哲学的議論を基礎としたもので、近代以降の国民国家システムの下で「見棄てられるもの」や「排除されるもの」を政治の中に取り込んで行こうとするものであった。したがって、彼らの議論においては、個人の内面の問題は争点とはならず、主に「政治的な責任」の次元で、「戦後責任」の問題が捉えられたわけである。その結果、「他者性」の問題に光を当てることには成功したといえる。しかし今度は、そこで拡げられた責任について、各人がそれをどのように自覚し行動してゆくかという論理が導かれないために、拡げられ照らし出された責任に対して、全く誰も責任を負わないという事態が生じてしまう危険を、免れ得ないものであったといえる。

「戦後責任」が、〈内省〉や深い洞察といったものに支えられなければ、真の和解が実現できないばかりか、戦後の進歩派が導き出したように「二度とあのような惨劇は繰り返すまい」という将来の平和構築への意志は導かれず、再び同じ道を歩む危険をはらむことになる。ここまできて明らかなように、我々に求められるのは、「他者性」の問題に配慮すべく責任が問われるべき対象の幅を拡げながらも、人間の意識や精神構造の次元から考える、主体論に立脚した戦争責任論及び戦後責任論である。我々は、そのヒントを、本稿はじめに紹介したヴァイツゼッカー演説に求めることができる。それは、ニュルンベルクでは見落とされてきた、犯罪の直接行為者以外の者の責任に注目することによって、過去の負の歴史を、ごく限られた人々だけのものとせずに、将来へと背負って行くことを要請するものであった。この意味で、彼の演説は、責任が問われるべき対象の幅を拡げると同時に、そうして拡げられた責任を、各人が自覚していくことを要請するものであったといえる。今日考えるべき戦争責任論の課題とは、「他者性」の問題を排除しない主体論の可能性を探ることにあると思われる。

(みやた・ひろゆき 本研究科博士後期課程)